

(別紙様式2)

### 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 島根県  
農業委員会名： 安来市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

##### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,390	569				3,960
経営耕地面積	2,726	309				3,035
遊休農地面積	36	24				60
農地台帳面積	3,757	812				4,569

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,943
自給的農家数	761
販売農家数	2,182
主業農家数	202
準主業農家数	717
副業的農家数	1,263

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,092
女性	1,600
40代以下	191

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	107
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	11
農業参入法人	5
集落営農経営	62
特定農業団体	0
集落営農組織	62

※農業委員会調べ

##### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	-	5
認定農業者に準ずる者	-	3
女性	-	2
40代以下	-	1
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	47	36	16

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,960ha	1,495ha	37.75%
課 題	担い手の減少や高齢化等により遊休農地が、増加したり農地が分散してきていることから、農地の確保・有効利用を図ることが困難となってきている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,664ha	1,549ha	47ha	93.09%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者・関係機関等の情報をもとに担い手への農地利用集積に向けた調整とあわせん活動を実施する。(通年)</li> <li>・広報誌等を活用し、農地の利用集積に係る制度のPRを実施する。</li> </ul>
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通して農業者・関係機関等の情報をもとに担い手の掘り起こしやあわせん活動を行った。</li> <li>・農業委員会だより発行にてPR活動を行った。</li> </ul>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農林振興課の農業経営基盤強化基本構想の担い手への農地集積目標を踏まえた目標である。
活動に対する評価	農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動により、年間を通じて農業者・関係機関等の情報をもとに担い手への農地利用集積に向けた調整とあわせん活動を実施することができた。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	2 経営体	6 経営体	2 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.7ha	4.6ha	2.5ha
課 題	新規参入者の早期の経営安定		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2 経営体	2 経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.6ha	2.5ha	416%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規就農者の掘り起こし、就農相談会の実施、研修内容の充実、進捗管理の徹底、就農時リースハウス事業による初期投資の軽減
活動実績	市、JA、県普及部等関連機関で組織する協議会での研修内容検討及び進捗管理(月1回)、就農・定住フェアを活用した就農相談等をオンライン参加を中心に実施(年6回)7/26、8/29、9/27、10/31、11/28、2/27

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	現在、市で研修を行っている新規就農予定者の就農計画に基づき目標を立てている。
活動に対する評価	関係機関との連携があり、研修、進捗管理等の定期的な管理もできている。今後も相談や支援体制の充実を図り、引続き意欲ある農業者の掘り起こしを行う。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 4,020ha	遊休農地面積(B) 60.1ha	割合(B/A×100) 1.50%
課 題	遊休農地の所有者等に向けた利用意向調査等を通して、解消の必要性や理解を深めてもらうことが重要である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び実績

解消目標① 1ha	解消実績② 3.2ha	達成状況(②/①×100) 320%
--------------	----------------	-----------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	55人	8月～10月
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月 調査結果とりまとめ時期:12月～1月			
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 55人	調査実施時期 8月～10月	調査結果取りまとめ時期 11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 -	調査結果取りまとめ時期 -	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 855 筆	調査数: 40 筆	調査数: 0 筆
		調査面積: 68.8 ha	調査面積: 4.1 ha	調査面積: 0 ha
その他の活動				

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、引き続き遊休農地の解消に努力していきたい。
活動に対する評価	遊休農地になりかけているところを利用権設定により防止をすることで、活動の一定の成果はあった。今後も利用状況調査、意向調査の結果を踏まえ、遊休農地解消の必要性についてさらに農家に周知していきたい。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,960ha	0ha
課 題	今後も違反転用が生じないよう、広報誌等を活用し、継続した周知及び徹底を行う。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.06	-0.06

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	広報誌等を活用し、継続した周知及び徹底を行う。また、8月から10月に農業委員、農地利用最適化推進委員による農地パトロールや巡回により、継続した違反転用防止の啓発活動を行う。
活動実績	農業委員会だよりに違反転用注意喚起の記事を掲載した。また、8月から10月に農地利用状況調査に合わせ農業委員、農地利用最適化推進委員が農地パトロールを実施した。
活動に対する評価	農地パトロールや巡回が、違反転用の抑制になっている。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 45件、うち許可 45件及び不許可 - 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当農業委員が申請書類および現地の確認を行い、必要に応じて申請者に対し聞き取り等を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	45件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に記載し、ホームページで公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	21日
	是正措置	-			

### 2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 30件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当農業委員、複数の農業委員(現地調査班)と事務局職員(事務局長・担当者)による書類審査・現地調査を毎月実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて詳細に記載し、公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 38日	処理期間(平均)	28日
	是正措置	-			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		19 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		19 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 1,772件 公表時期 令和3年 1月 情報の提供方法:市広報及ホームページへの掲載
	是正措置	-
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,251件 取りまとめ時期 令和3年 3月 情報の提供方法:特になし
	是正措置	-
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 4,569 ha
		データ更新:農地法の許可・届出、相続(贈与)税納税猶予特例対象農地、利用権設定等、適宜データの更新を行っている。
	公表:実施していない	
是正措置	-	

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	-
	〈対処内容〉
	-

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	農地法の申請から許可までの期間の短縮
	〈対処内容〉
	転用許可は、平成29年4月より県から権限委譲を受け、受理から許可までの期間の短縮を図る。

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--